

訪問リハビリテーションサービスに対する重要事項説明書

<訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者の概要>

事業者名	医療法人社団 彤柱会 みやこ整形外科クリニック
代表者氏名	理事長 中島秀之
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	(住所) 千葉県千葉市中央区都町 6 丁目 3-14 (電話) 043-214-3855 FAX 043-214-3853
法人設立年月日	2008 年 7 月
事業者番号	1210122549
担当者	金子 幸子

<運営方針>

当院での外来の運動器リハビリテーションは医療保険のみの対応となっています。医療保険と介護保険の併用は認められていないため、要介護や要支援認定を受けた方(以下利用者とします。)に対する運動器リハビリテーションが当院では提供できません。そこで、当院で訪問リハビリテーションを実施することで、当院での運動器リハビリテーションと同じように、運動機能の向上に特化したリハビリテーションの提供をし、心身機能の維持・回復や歩行や日常生活動作の獲得を目指したいと考えています。

<事業目的>

医師による利用者の心身の特性を踏まえた正確な評価・診断に基づき、その有する能力に応じた自立した生活が営むことができるよう、利用者の居宅において必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持・回復を図り、生活の質の維持・向上を行うことを目的とします。また、医師の指示により定期的な理学療法士の訪問により利用者の介護状態の維持・改善を目指します。

<営業時間>

営業時間	9:00~13:00(最終受付 12:00)、14:00~17:00(最終受付 16:00)
営業日	月、火、水、金
定休日	当院休診日

<職員体制>

管理者・医師	1 名(兼任)
理学療法士	6 名(兼任)

<サービス内容>

1) 医師の指示のもと、理学療法士が利用者宅へ訪問し、自立した日常生活が送れるようにする為の評価を行います。それに基づきリハビリテーションの目標設定を行い、それに対応したリハビリテーションサービスを提供します。

2) まれに、交通事情等によりサービス時間が前後したり、担当者都合によりサービス提供日が変更となる場合がございますので予めご了承をお願いいたします。

3) サービス提供にあたり、利用者もしくはご家族からの金銭の預かりや受取、預金通帳の預かり、証明書類等の預かりは行いません。また、サービス利用中の飲食、喫煙、飲酒はもちろんのこと、飲食・物品の授受もいたしません。

<当事業者に対する連絡窓口(相談、依頼、苦情等)>

電話	043-214-3855
担当部署	リハビリテーション
担当者	金子 幸子

<利用料金>

介護保険の介護報酬に基づき利用料金が決められます。加算により料金が追加となる場合があります。基本的には1割負担となりますが、一定以上の収入がある場合は2割もしくは3割負担となることもあります。

また、突然のキャンセルが多い場合にはキャンセル料をいただくことや、その他サービスの提供に必要な料金をいただく場合もございますのでご了承ください。その際にはお知らせいたします。

訪問リハビリテーション基本報酬(40分)	628 単位/回	約 680 円
介護予防訪問リハビリテーション基本報酬(40分)	608 単位/回	約 660 円
短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位/日	約 200 円
サービス提供強化加算	6 単位/回	約 6 円

※サービス提供時間は40分～とさせていただきます。

※その他状況により加算が上乗せとなる場合もございます。

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

<支払方法>

月末までに現金でお支払いか当院指定の口座まで振込をお願いいたします。

<サービス提供範囲>

基本的には当院より5 km圏内の千葉市中央区、若葉区で提供をします。提供範囲を超える場合にはご相談ください。

<緊急時の対応方法>

体調不良等の緊急時には速やかに主治医に連絡を行い医師の指示のもと必要な措置を講じるとともに、利用者が指定する緊急連絡先へご連絡いたします。

家族等緊急連絡先	氏名	(続柄:)
	住所	
	電話番号	
	携帯番号	
	勤務先	

主治医	医療機関	
	氏名	
	電話番号	

<事故発生時の対応方法について>

利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族、利用者に係る居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。ただし、損害の発生について契約者に故意または過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

<秘密保持と個人情報の保護について>

事業者はサービスを提供するうえで知り得た利用者やご家族の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、契約終了後も継続いたします。

ただし、下記の場合に関しては必要最低限の情報共有をすることをご了承ください。

- 1) 訪問リハビリテーションの提供にあたって開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態や家族の状況を把握するために必要な場合
- 2) 上記以外の介護支援専門員または介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合
- 3) 利用者の体調不良やケガ等で医療機関に行ったときなど、医師や看護師への説明をする場合
- 4) 訪問リハビリテーションの提供の円滑化を図るために事業者内で情報共有をする場合

<虐待防止に関する事項>

事業者は虐待防止に対する取り組みを行っております。

- 1) 虐待防止に関する責任者を選定しております。
- 2) 虐待防止のための指針を整備するとともに定期的な研修会の実施等で職員への周知徹底を図ります。
- 3) 利用者およびそのご家族から虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかとなった場合には速やかに市町村の窓口に報告します。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者所在地 千葉県千葉市中央区都町6丁目3番14号

事業者(法人)名 医療法人社団 彤柱会 みやこ整形外科クリニック
メディケア スマイル

代表者職・氏名 理事長 中島 秀之

説明者職・氏名 理学療法士 金子 幸子

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者住所

氏名 印

署名代行者(又は法定代理人)

住所

本人との続柄

氏名 印

立会人

住所

氏名 印